

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年10月17日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、要するに以下のとおりであり、本件処分が違法又は不当であると主張している。

転入前の実施機関において、請求人は、移送費を含めた医療等自己負担額が0であったから、処分庁の計算は全て誤りである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------------|------------------|
| 平成 30 年 4 月 10 日 | 諮詢 |
| 平成 30 年 5 月 22 日 | 審議（第 21 回第 2 部会） |

第 6 審理員の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 4 条 1 項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とし、法 8 条 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とする。

(2) ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 8・1・(4)・アによれば、「・・・国民年金法・・・等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

ウ 「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日付社発第 727 号厚生省社会局長通知）第 3・2

・(2)・アによれば、「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされている。

エ 上記アないしウに掲げる各通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。

2 これを本件処分についてみると、処分庁は、請求人が障害厚生・基礎年金2級相当の金額271,571円（2か月分）を平成29年6月に受給していることから、一月当たりの金額135,785円を同月以降の請求人の収入認定額としていることが認められる。

そして、当該収入認定額（135,785円）が、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に従って適正に計算された請求人の最低生活費117,470円（居宅基準80,160円、住宅費17,200円、障害者加算17,530円及び冬季加算（11月から3月まで）2,580円）を上回ることから、請求人は医療扶助のみの適用を受ける者であることが認められ、その差額である18,310円（10円未満切捨て）が請求人に係る医療費本人支払額となることが認められる。

そうすると、平成29年11月以降の請求人に係る医療費本人支払額について決定をした本件処分は、法令等の定め（上記1）に則って行われたものであって、違算等の事実もなくなされたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、審査請求書及び反論書において、処分庁の保護変更決定に係る計算が全て誤りであるとするほか、移送費の支給に係る主張を述べるが、本件処分が法令等の定めに則って違算等の事実もなく適正になされたものと認められることは上記2のとおりであり、また、本件処分は移送費の支給に係るものではないから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来